

公益社団法人ゴルフ緑化促進会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 公益社団法人ゴルフ緑化促進会（英文名：Greenery by Golf Group。略称「GG」）と称する。

(事務所)

第2条 この法人の主たる事務所は、東京都港区に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、ゴルファー、ゴルフ場、ゴルフ関連事業者並びにゴルフ関連団体との協力連携により、国民スポーツとしてのゴルフの健全な発展を通じて、国民生活を取りまく環境の緑化推進及び自然環境の保全に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国民生活を取りまく環境の緑化推進及び自然環境の保全のための事業に対する協力及び実施
 - (2) 国民生活を取りまく環境の緑化推進及び自然環境の保全のための調査研究及び啓発普及
 - (3) 緑化推進に関するゴルファー、ゴルフ場、ゴルフ関連事業者並びにゴルフ関連団体との協力連携の事業の実施
 - (4) 国民スポーツとしてのゴルフの健全な発展に資する事業に対する協力及び実施
 - (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置き、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の事業に賛同して、次条の規定により入会した個人又は団体
- (2) 名誉会員 この法人に功労のあったもので、理事会又は社員総会で推薦され、社員総会において承認され、本人の承諾をえたもの
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、別に定める賛助会費を納め事業協力するために入会した個人又は団体

(会員の資格の取得)

第 6 条 この法人の正会員または賛助会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第 7 条 この法人の事業活動に経常的に生ずる費用に充てるため、会員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第 8 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。

この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)この法人の定款又は規則に違反したとき
- (2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3)その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項により除名が議決されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第 10 条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1)当該会員が死亡し、又は解散したとき
- (2)第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき
- (3)総正会員が同意したとき。

(抛出金品の不返還)

第 11 条 退会し、又は除名及び資格を喪失した会員の既納の会費その他の抛出金品は、返還しないものとする。

第 4 章 社員総会

(構 成)

第 12 条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権 限)

第 13 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1)会員の除名
- (2)理事及び監事の選任又は解任

- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 定款の変更
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第 14 条 社員総会は、定時社員総会として毎年度 5 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(招 集)

第 15 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 2 週間前までに通知を発しなければならない。

(議 長)

第 16 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当る。

(議決権)

第 17 条 社員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(議 決)

第 18 条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当る多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 24 条に定める定数を上回る場合は、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第 19 条 正会員は、あらかじめ通知された事項について、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、代理人は、代理権を証する書面を

社員総会ごとに議長に提出しなければならない。

- 2 第1項の規定に基づき代理行使された議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(書面による議決権の行使)

第20条 正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面によって議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員は、必要事項を記載した議決権行使書面をこの法人に提出しなければならない。

- 2 前項の書面は、社員総会開催の日時の直前の業務時間終了時までには到達しないときは、効力を生じない。
- 3 第1項の規定に基づき書面により行使された議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(社員総会の議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事のうちから選出された議事録署名人2名が前項の議事録に記名押印する。

第5章 名誉会長及び顧問

(名誉会長)

第22条 本会に名誉会長をおく。

- 2 名誉会長は名誉職とし、退任された会長で、本会の事業発展に功績のあった者を理事会の決議により選任する。

(顧問)

第23条 この法人に、任意の機関として3名以下の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は次の職務を行う。
 - (1) 代表理事の相談に応じること
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
- 3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 顧問の報酬は無償とする。

第6章 役員

(役員の設定)

第24条 この法人に、次の役員をおく。

- (1) 理事 10名以上15名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長、1名を理事長、1名を専務理事とする。
- 3 理事のうち2名以内の副理事長を置くことができる。
- 4 第2項の会長及び理事長をもって法人法第91条第1項第1号の代表理事とし、第3項の副理事長及び専務理事をもって同項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第 25 条 理事及び監事は、正会員のうちから社員総会において選任する。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記しなければならない。

(理事の職務及び権限)

第 26 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長及び理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 副理事長は理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 4 会長、理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 27 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第 28 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了時までとする。増員により選任された理事の任期は現任者の任期の満了時までとする。
- 4 理事又は監事は、再任されることができる。
- 5 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 29 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 30 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては報酬等として支給することができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 第1項に関して必要な事項は、社員総会の決議により別に定める役員報酬規程による。

第7章 理事会

(構成)

第31条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に定めるもののほか次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 総会に付議すべき事項の決定
- (5) 総会の招集に関する事項の決定
- (6) 事業を執行するための計画、組織及び管理の方法に関する事項の決定
- (7) 内部規定の制定又は改廃に関する事項の決定
- (8) 前各号に掲げるもののほか、理事会において必要と認めた事項

(招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 代表理事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集の通知を発しなければならない。

(1) 代表理事以外の理事から理事等に対して、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(2) 監事から招集の請求があったとき。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも開催の日の1週間前までに理事及び監事に通知しなければならない。

5 前項の規程に関わらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、第33条第3項各号の規程により開催された理事会の議長は、出席した理事の互選により選出する。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規程に関わらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 常任理事及び常任理事会

(常任理事)

- 第 37 条 本会に、常任理事 5 名以上 8 名以内を置くことができる。
- 2 常任理事は、理事の互選により選任する。
 - 3 常任理事は常任理事会を組織し、理事会から委任された事項及び理事会に提議する事項を審議する。

(常任理事会)

- 第 38 条 本会に、常任理事会を置く。
- 2 常任理事会は、理事長及び常任理事をもって構成する。
 - 3 常任理事会は、理事会から委任された事項を議決し、必要に応じて理事会に提議する事項をする。
 - 4 常任理事会の議長は、理事長がこれに当たる。
 - 5 その他常任理事及び常任理事会に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第 9 章 専門委員会

(専門委員会)

- 第 39 条 代表理事は、この法人の事業の的確な公益性及び能率的な運営を図るため、必要と認めるときは、理事会の決議を得て、専門委員会を置くことができる。
- 2 専門委員会の委員は、この法人の事業等に関して専門的な知識を有する者のうちから、代表理事が委嘱する。
 - 3 専門委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を得て、代表理事が別に定める。

第 10 章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第 40 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
- (1) 会費
 - (2) 寄附金品
 - (3) 資産から生ずる収入
 - (4) 事業に伴う収入
 - (5) その他の収入

(資産の管理)

- 第 41 条 資産は、代表理事が管理し、その方法は社員総会の決議による。

(事業年度)

第 42 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 43 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 44 条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、代表理事が次に掲げる書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出しなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を定時社員総会に報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については定時社員総会の承認を受けなければならない。
 - 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 役員報酬規程
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 45 条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

(借入金)

第 46 条 この法人がその事業年度の収入をもって償還する短期の借入れをしようとするときは、理事会の決議を得なければならない。

- 2 この法人が前項の借入れ以外の資金の借入れをしようとするときは、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の決議及び社員総会において総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の決議を得なければならない。

第 1 1 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 47 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 48 条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取り消しに伴う贈与)

第 49 条 この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 1 7 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が清算をするときに有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 1 7 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 1 2 章 公告の方法

(公告の方法)

第 51 条 この法人の公告は、電子公告の方法及び主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 1 3 章 事 務 局

(設置等)

第 52 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の議決により代表理事が任免する。
- 4 職員は代表理事が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を得て、代表理事が別に定める。

第 1 4 章 補 則

(委 任)

第 53 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を得て、代表理事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は大西久光とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規程にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。